

市税条例の一部を改正しました

平成27年度の税制改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。主な改正内容は次のとおりです。

個人市・県民税 ■市民税係 203008

●寄附金税額控除(ふるさと納税)の特例控除額の拡充

都道府県・市区町村に対する寄附の特例控除額の上限を、平成27年中に支出する寄附金(平成28年度分の個人市・県民税)から、個人市・県民税所得割額の1割から2割に引き上げます。

●「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設(平成27年4月1日以後の寄附)

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税をする場合に、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる仕組みができました。

●住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長

対象期間を1年6カ月延長し、居住を開始した日が平成31年6月30日(改正前:平成29年12月31日)までとなりました。

法人市民税 ■市民税係 203008

●均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」の見直し

平成27年4月1日以後に開始した事業年度から、「資本金等の額」が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金に資本準備金を加えた額を均等割の税率区分の基準とするなどの見直しを行いました。

軽自動車税 ■税政係 203007

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率の引き上げ開始時期の延期

新税率の適用開始(税率の引き上げ)を1年間延期し、平成28年度から新税率を適用します。

●グリーン化特例(軽課)の導入

平成27年度に新規取得(新車)した三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れたものについて、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)により、平成28年度の税率を軽減します。

軽課が適用されるもの(平成28年度)		内容	税率の区分	税率(平成28年度)			
				(軽減なし)	75%軽減	50%軽減	25%軽減
乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減)	概ね75% 軽減	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 32年度燃費基準+20%達成車」	概ね50% 軽減	四輪・乗用 (営業用)	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 32年度燃費基準達成車」	概ね25% 軽減	四輪・乗用 (自家用)	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
貨物車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減)	概ね75% 軽減	四輪・貨物 (営業用)	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27年度燃費基準+35%達成車」	概ね50% 軽減	四輪・貨物 (自家用)	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	「低排出ガス☆☆☆☆」かつ「平成 27年度燃費基準+15%達成車」	概ね25% 軽減					

※「低排出ガス☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいいます

市たばこ税 ■税政係 203007

●旧3級品たばこの特例税率の廃止

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日で廃止します。廃止に伴い、段階的に税率を引き上げる経過措置を行います(旧3級品:エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄)。※詳しくは、市ホームページをご覧ください



佐野市の施策「都市ブランド」 さのまるを活用したシティプロモーションを推進中!

シティプロモーションとは、交流人口や定住人口の拡大を図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信することです。市では「さのまる」を活用したシティプロモーションを積極的に進めています。

●さのまるを活用したシティプロモーションの主な取り組み

- ・佐野新都市バスターミナルと東京都心を結ぶ高速バスにさのまるのラッピング広告を掲出し、首都圏にさのまると佐野市をPRしています。
- ・新郎新婦が佐野市内に居住することなどを条件に、市内で行われる結婚披露宴にさのまるを派遣し、新郎新婦の門出をお祝いしています。
- ・今年4月～6月に㈱とちぎテレビに委託し、「ダイヤモンド☆ユカイのダイスキ!道の駅」をとちぎテレビほか群馬・埼玉・神奈川・千葉の各テレビ局で放送しました。また、昨年4月～6月に前述の5局で放送した「ダイヤモンド☆ユカイとユカイなラーメン研究所」は放送終了後も好評を博し、全国各地のテレビ局で述べ130回以上再放送されています(今年5月末現在)。



さのまるラッピングバス



さのまるの結婚披露宴出演

■問合せ＝都市ブランド推進室 ☎(20)3047

さのまるスーパープレミアム商品券の利用方法

- ・券面金額未滿の利用の場合、つり銭は出ません
- ・購入後の払い戻しは一切しません
- ・他の商品券等の換金性の高いものや税金などの支払いには利用できません
- ・転売は禁止します
- ・有効期限(平成27年12月31日)を過ぎると利用できません

■問合せ＝商工会議所 ☎(22)511

子どもを虐待から守りましょう!

あなたからの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。「もしかして、虐待?」と思ったら、ご連絡ください。▼連絡先

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

児童虐待緊急ダイヤル(夜間)

や土・日曜日・祝日 ☎028(665)3677

佐野市児童虐待ホットライン ☎(21)6772

※家庭児童相談室では、子ども

もの養育に関する悩み相談もお受けしています

■問合せ＝同室 ☎(20)3002

母子家庭などの就業相談会

- ▼日時＝9月8日(火)午前10時～午後3時(昼休みあり)
- ▼対象＝母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父で、就職・転職を希望している方
- ▼会場＝勤労者会館
- ▼定員＝5人程度

■申込＝8月28日(金)までに、家庭児童相談室 ☎(20)3002

※託児希望の方はお申し込みの際、お申し出ください

働く人のメンタルヘルス相談

職場のストレスやメンタルヘルスの不調を抱える方などのカウンセリングを無料で行います。▼日時＝9月2日(水)、10月7日(水)、11月4日(水) 午後1時30分～4時30分

▼会場＝足利庁舎足利労政事務所

■申込＝実施日前週の金曜日までに、同事務所へ ☎0284(41)1241

今月の納税

8月は、市県民税第2期、国民健康保険税第2期の納期です。忘れずに納めましょう。

市税の納付には、口座振替が便利です。本年度より「みずほ銀行」、「三井住友銀行」でもお取扱いができるようになりました。ぜひご利用ください。

■問合せ 収納課 ☎(20)3010

利用者募集!!

ご連絡頂ければいつでも見学できます。

はなこば 就労継続支援B型事業

利用者対象者

- *「障がい者手帳」をお持ちの方
- *提供する作業を行うことが出来る方
- *学校を卒業して就労を希望するが、就労に必要な体力や知力、経験に自信のない方
- *就労の経験はあるが様々な理由で離職したため、再度就労に向けて体力や能力を高めたい方

佐野市石塚町1296-3 TEL 0283-55-0026

